

規 則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第十八号

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則の一部を改正する規則

障害者の利用に係る公の施設の使用料及び利用料金の減免に関する条例施行規則（昭和五十八年埼玉県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表中第五号を削り、第六号を第五号とし、同表第七号口中「障害者」の下に「（その介護者を含む。以下同じ。）」を加え、同号を同表第六号とし、同表中第八号を第七号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。